

建築物等の主な景観形成ルール

建築物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更等について、良好な景観形成のための建築物等の形態、意匠又は色彩等に係る制限（ルール）を定めます。	
建築物等の配慮を要する行為、規模（自然景観保全ゾーン、俯瞰景観重点ゾーン）	
行為の種類	届出対象
建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の床面積が $10m^2$ 以上もの
建築物の外観の変更又は色彩の変更	変更に係る面積が $10m^2$ 以上もの

自然景観保全ゾーンの景観形成ルール

- 天橋立や主要な視点場からの眺望に配慮した建築物の配置とする。
- 海側の敷地境界付近や山裾の法面緑化を図る。
- 山の稜線を分断しない高さ、背景の山並みとの調和に配慮する。
- 勾配屋根を基本とし、勾配のある軒庇も可とする。

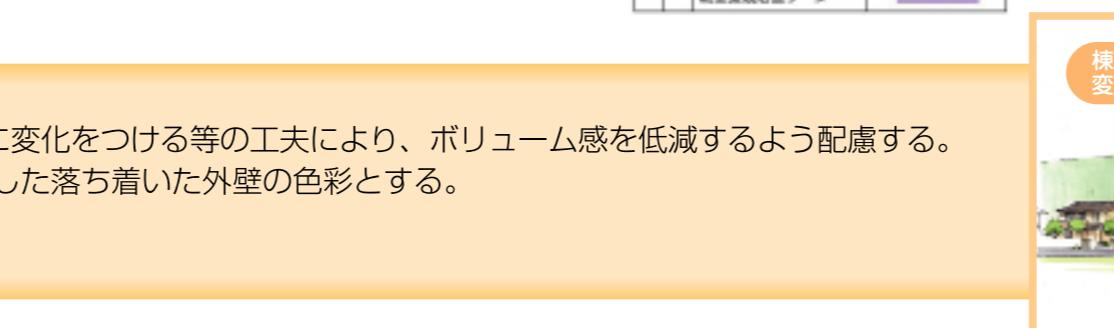
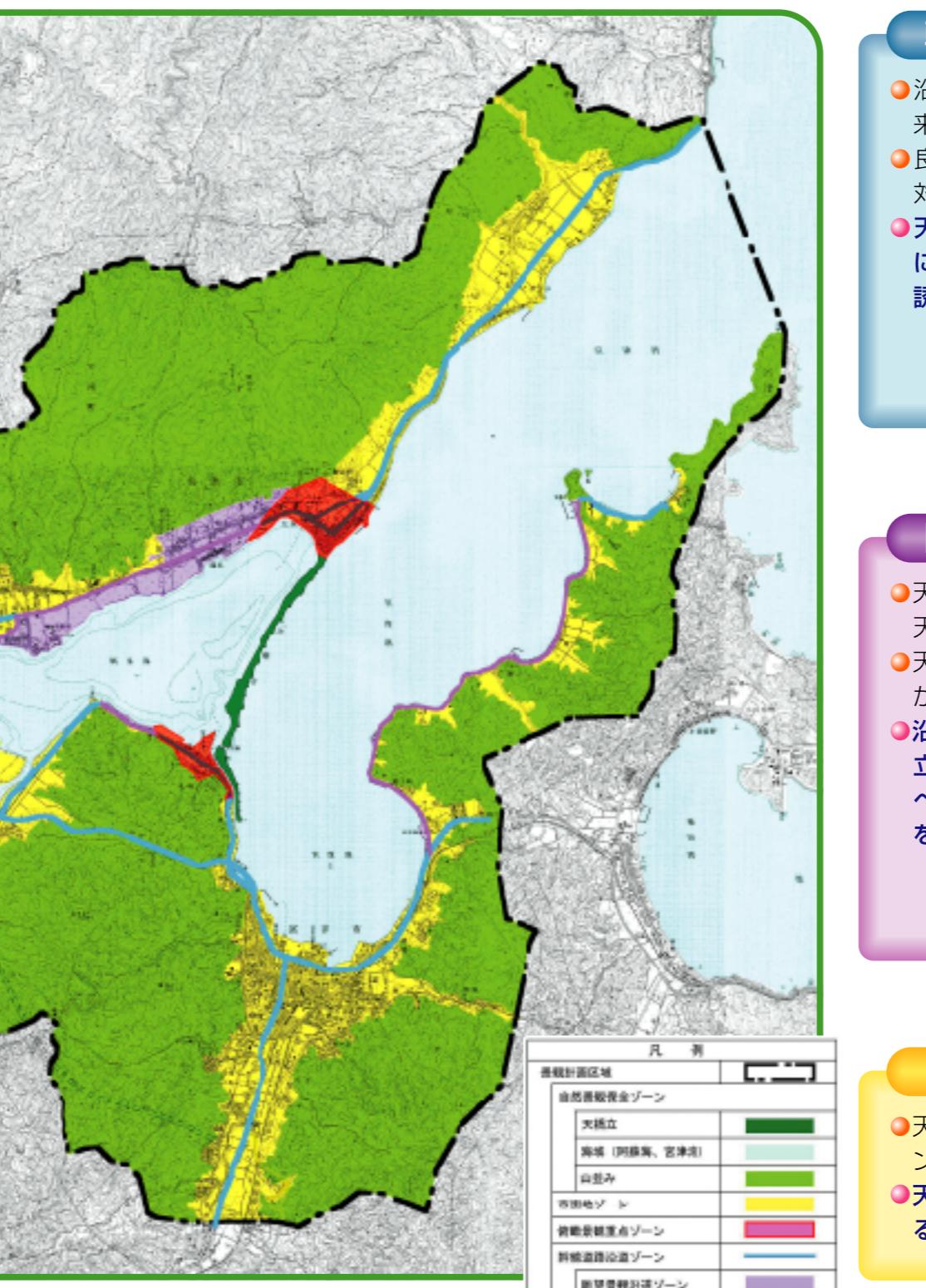
俯瞰景観重点ゾーンの景観形成ルール

- 建築物等の壁面などを削えるなど、まち並みの連続性に配慮する。
- 天橋立への眺望や天橋立からの眺望に配慮した建築物の配置とする。
- 阿蘇海に面した敷地境界付近に植栽を行う。
- 和瓦の勾配屋根を基本とし、屋根勾配や向き等を削える。



建築物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更等について、良好な景観形成のための建築物等の形態、意匠又は色彩等に係る制限（ルール）を定めます。	
建築物等の配慮を要する行為、規模（自然景観保全ゾーン、俯瞰景観重点ゾーン）	
行為の種類	届出対象
建築物の新築、増築、改築又は移転	当該行為に係る部分の床面積が $10m^2$ 以上もの
建築物の外観の変更又は色彩の変更	変更に係る面積が $10m^2$ 以上もの

景観計画の区域と景観形成方針



幹線道路沿道ゾーン

- 沿岸域に形成された主要な市街地を結ぶ周回道路沿道の、来訪者が最初に目にするまちの景観
- 良好な沿道景観の形成のために、主要な幹線道路沿道を対象
- 天橋立への来訪者のアプローチにふさわしい沿道の景観形成を誘導



眺望景観沿道ゾーン

- 天橋立から眺望される対岸の沿岸域、また、来訪者が最初に天橋立を眺望するエリア
- 天橋立からの眺望景観の維持・保全を目的とする、天橋立から概ね2kmの沿岸域
- 沿道から天橋立への眺望及び天橋立から眺望される沿岸域、山並みへの眺望景観に配慮した景観形成を誘導



市街地ゾーン

- 天橋立周辺の沿岸域に形成された市街地や田園等、他のゾーンを除く区域
- 天橋立を含めた広い範囲での眺望景観を保全するため、主たる景観の構成要素である山並みに配慮した景観形成を誘導



建築物等の主な景観形成ルール

建築物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更等について、良好な景観形成のための建築物等の形態、意匠又は色彩等に係る制限（ルール）を定めます。

建築物等の配慮を要する行為、規模（幹線道路沿道ゾーン、眺望景観沿道ゾーン、市街地ゾーン）

行為の種類	対象となる行為
建築物の新築、改築又は移転	次のいずれかの行為 ・4階建て以上の建築物 ・高さ12m以上の建築物 ・延べ床面積1,000m ² 以上の建築物
建築物の増築	増築後の建築物が上記のいずれかに該当する行為 (既存部分については、景観形成基準の指導対象とする)
建築物の外観の変更又は色彩の変更	上記のいずれかに該当する建築物の変更に係る面積が $10m^2$ 以上の行為

幹線道路沿道ゾーンの景観形成ルール

- 建築物等の壁面の位置を削えるなど、沿道景観の連續性に配慮する。
- 山の稜線を分断しない高さ、背景の山並みとの調和に配慮する。
- 勾配屋根または勾配のある軒庇の設置に努める。



眺望景観沿道ゾーンの景観形成ルール

- 建築物等の壁面の位置を削えるなど、沿道景観の連續性に配慮する。
- 沿道から天橋立への眺望及び天橋立からの眺望に配慮した建築物配置とする。
- 海に面した敷地境界付近に植栽を行う。
- 山の稜線を分断しない高さ、背景の山並みとの調和に配慮する。
- 勾配屋根を基本とし、勾配のある軒庇も可とする。



市街地ゾーンの景観形成ルール

- 山の稜線を分断しない高さ、背景の山並みとの調和に配慮する。
- 勾配屋根または勾配のある軒庇の設置に努める。

